

今月の税務トピックス (配偶者居住権の民法上の取扱い)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

日本国民の平均寿命は男性81.09歳、女性87.26歳（平成29年簡易生命表：厚生労働省）とされており、昭和55年の法定相続分の見直し時の男性73.35歳、女性78.76歳（昭和55年簡易生命表：厚生労働省）と比較しても、男性で7.74歳、女性で8.5歳平均寿命が伸長し、男女差が拡大しています。この傾向によって、高齢の生存配偶者が被相続人の死亡後も長期間生活を継続する機会が増加し、相続により居住建物を取得してもその後の生活費が心配であるとの問題が生じていました。

この問題を解決するために、民法（相続法）が改正され、配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（いわゆる配偶者居住権）が創設されました。

そこで、今月と来月の2回に亘り、配偶者居住権の民法上及び税法上の取扱いとその実務上の留意点について解説します。

I 配偶者居住権の取得

1 遺産分割協議又は遺言による場合

被相続人の配偶者（以下単に「配偶者」といいます。）は、被相続人の財産に属した建物の相続開始の時に居住していた場合において、次のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下「居住建物」といいます。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下「配偶者居住権」といいます。）を取得することとされます（民法1028①）。

① 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき

② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

2 遺産の分割の審判による場合

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができることとされます（民法1029）。

③ 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき

④ 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき（③に掲げる場合を除きます。）

3 適用除外

被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、配偶者居住権を取得することができません（民法1028①）。

そこで、居住建物が被相続人の単独所有であるか、被相続人と配偶者との共有の場合にのみ配偶者居住権が取得できると解釈されて

います。

また、配偶者居住権は、譲渡することができませんので留意して下さい（民法1032②）。

II 配偶者居住権の存続期間

1 原則

配偶者の死亡するときまでの間とされます（民法1030）。

2 期間を定めた場合

配偶者居住権を設定する遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによります（民法1030）。

III 配偶者居住権の使用又は消滅

配偶者は、用途遵守義務及び善管注意義務を負い、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、無償で居住建物の使用収益をすることができます。また、従前居住の用に供していなかった部分についても、これを居住の用に供することができます（民法1031①）。

この場合において、配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担することとされていますので、居住建物及び居住建物の敷地に係る固定資産税及び居住建物の保存に必要な通常の修繕費等は配偶者本人の負担とされます（民法1034①）。

なお、配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の増改築をしたり、第三者に居住建物を使用収益をさせることができません（民法1032③）。

そこで、これらの事由に違反したときは、居住建物取得者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、その配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができます（民法1034④）。

おわりに

前述したⅠからⅢの改正は、令和2年4月1日以後に開始した相続について適用され、令和2年3月31日以前に開始した相続については、なお従前の例によることとされます（平成30年7月13日改正民法附則10①、平成30年11月改正民令附則316）。

なお、配偶者居住権の規定は、令和2年3月31日以前にされた遺贈については、適用されません（平成30年7月13日改正民法附則10②）。

そこで、配偶者居住権を遺贈によって設定する場合には、令和2年4月1日以後に遺言書を作成する必要がありますので、留意して下さい。

「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。